

公益社団法人日本看護家政紹介事業協会

1. 定 款

I. 定款の変更決議

1. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 44 条に基づく認定を受けるため「社団法人日本看護家政紹介事業協会 定款」を「公益社団法人日本看護家政紹介事業協会 定款（案）」（以下「新定款」という。）のとおり変更する。
2. 新定款は、整備法第 106 条の移行の登記が完了した日から適用する。

II. 定款の変更に伴う付帯決議

整備法第 44 条の認定の審査等の過程において、新定款に誤字、脱字、軽微な変更等が見つかった場合、若しくは指導を受けた場合は、会長、副会長で構成する「正副会長会議」において追加、削除及び修正等を行うことができるものとする。

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本看護家政紹介事業協会（以下「協会」という。）という。

(事務所)

第2条 主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 協会は、理事会の決議を経て、各都道府県に支部を設けることができる。

(目的)

第3条 看護師及び家政婦（夫）の職業について行われる民間職業紹介事業（以下「看家職業紹介事業」という。）の公共性を認識し、職業安定機関その他関係行政機関の指導及び関係団体の協力を得て、看家職業紹介事業の適正な運営を図るとともに、求職者等に対する支援事業を実施することにより、我が国の看家職業紹介事業における労働力需給の適正な調整、雇用の安定その他福祉の増進に寄与することを目的とする。

また、家庭における高齢者等の介護の重要性に鑑み、介護関係業務等に従事する看護師及び家政婦（夫）が提供する介護サービス等の向上を図ることを通じ、公共の福祉に寄与することを目的とする。

(公益目的事業)

第4条 前条の公益目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 看家職業紹介事業の適正な運営に関する指導及び普及啓発、その他事業の適正化を図るための事業
- (2) 看家職業紹介事業における求職者及び求人者のために必要な相談及び援助事業
- (3) 講習会の開催その他看家職業紹介事業にかかる事業主その他の関係者に対して、介護関係業務等に必要な知識及び技能の向上を図るための事業
- (4) 看家職業紹介事業や介護関係業務等に関する調査研究、出版物の発行及び広報事業
- (5) その他公益目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、本邦において行うものとする。

(その他の事業)

第5条 公益目的事業の推進に資するため、必要に応じて次の事業を行う。

- (1) 会員のための福利厚生等の事業
- (2) その他前号に定める事業に関連する事業

(事業年度)

第6条 事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規律)

第7条 社員総会が別に定める倫理規程（自主行動基準）の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

第2章 会 員

(種 別)

第8条 会員は、次の3種類とし、正会員及び名誉会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員…厚生労働大臣の許可を受けて、看護師又は家政婦（夫）の職業紹介事業を営む者であつて、この協会の目的に賛同する者。
- (2) 特別会員…この協会の目的に賛同する者。
- (3) 名誉会員…この協会に功労のあつた者又は学識経験者で、理事会より推薦し社員総会において承認された者。

(入 会)

第9条 正会員又は特別会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込むものとする。

- (2) 正会員の入会は、社員総会において定める入会及び退会規程（以下「入会及び退会規程」という。）に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。
- (3) 特別会員の入会は、入会及び退会規程に定める基準により会長がその可否を決定する。

(会 費)

第10条 正会員及び特別会員は、この協会の活動に必要な経費に充てるため、社員総会において定める会費規程に基づき会費を支払わなければならない。

- (2) 前項の会費については、その2分の1以上は公益目的事業のために、残余はその他の事業及び管理費用のために充当するものとする。

(会員の資格喪失)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総正会員及び名誉会員の同意があつたとき。

(退 会)

第12条 正会員及び特別会員は、その旨を会長に届け出て、任意に退会することができる。

(除 名)

第13条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、総正会員及び名誉会員の半数以上であつて、総正会員及び名誉会員の議決権の3分の2以上の特別議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この協会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) この協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第14条 会員が第11条の規定によりその資格を喪失したときは、この協会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この協会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(構成)

第15条 社員総会は、正会員及び名誉会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は正会員及び名誉会員1名につき1個とする。

(権限)

第16条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 役員報酬等の額の決定又はその規程
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (5) 入会の基準並びに会費等の金額
- (6) 会員の除名
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け
- (8) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (10) 前各号に定めるもののほか、「一般社団・財団法人法」に規定する事項及びこの定款に定める事項

2 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第18条第3項の書面に記載した社員総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第17条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種類とする。

2 定時社員総会は、毎年1回5月に(毎事業年度終了後2ヶ月以内に)開催する。

3 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 議決権の5分の1以上を有する正会員及び名誉会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(招集)

第18条 社員総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、社員総会に出席しない正会員及び名誉会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席正会員又は名誉会員の中から選出する。

(定足数)

第20条 社員総会は、総正会員及び名誉会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第21条 社員総会の決議は、「一般社団・財団法人法」第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総正会員及び名誉会員数の過半数が出席し、出席した正会員及び名誉会員数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は正会員及び名誉会員として決議に加わることはできない。

(議決権の代理行使)

第22条 社員総会に出席できない正会員及び名誉会員は、他の正会員又は名誉会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員及び名誉会員は出席したものとみなす。

(社員総会の決議の省略)

第23条 理事又は正会員若しくは名誉会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員及び名誉会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第24条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議長及び出席した理事のうち2名以上の者が前項の議事録に記名押印するものとする。

(社員総会運営規則)

第25条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会運営規則による。

第4章 役員及び理事会

第1節 役員等

(種類及び定数)

第26条 次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上26名以内
 - (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち、1名を「一般社団・財団法人法」第91条第1項第1号に規定する代表理事とし、代表理事以外の理事5名以内を「一般社団・財団法人法」第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とすることができる。

(選任等)

第27条 理事及び監事は社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び執行理事は、理事会において選定する。
- 3 前項で選定された代表理事は、会長に就任する。
- 4 理事会は、その決議によって、第2項で選任された執行理事より副会長、専務理事及び常務理事を選定することができる。ただし、副会長は3名以内、専務理事は1名、常務理事は1名以内とする。
- 5 監事は、この協会の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 6 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等以内の親族その他政令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 7 他の同一の団体（公益法人又は法令で定める者を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係のある者として政令で定めるものである理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 8 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務・権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この協会の業務の執行の決定に参画する。

- 2 会長は、この協会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、この協会の業務を執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この協会の業務を執行する。また、会長及び副会長が欠けたときは、会長の業務執行に係る職務を代行する。
- 5 常務理事は、この協会の業務を分担執行する。また、専務理事に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その職務を代行する。
- 6 会長、副会長、専務理事、常務理事及びそれ以外の業務を（分担）執行する理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。
- 7 会長、副会長、専務理事、常務理事及び前項の業務を執行する理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第29条 監事は次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

- (2) この協会の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 社員総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事がこの協会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの協会に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

- 第30条** 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 補欠により選任された役員任期は、その前任者の残任期間とする。
 - 4 役員は、第26条第1項で定めた役員員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

- 第31条** 役員は、いつでも社員総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、社員総会において、議決に加わることのできる総正会員及び名誉会員の議決権の3分の2以上の特別議決に基づいて行わなければならない。

(役員報酬)

- 第32条** 役員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める役員等の報酬及び費用に関する規程による。

(取引の制限)

- 第33条** 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにするこの協会の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの協会との取引
 - (3) この協会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの協会とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
 - 3 前2項の取り扱いについては、第46条に定める理事会運営規則によるものとする。

(責任の免除又は限定)

第34条 役員が「一般社団・財団法人法」第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この協会は、「一般社団・財団法人法」第115条の外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金30,000円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(名誉会長及び相談役)

第35条 任意の機関として5名以内の名誉会長及び相談役を置くことができる。

2 名誉会長及び相談役は、学識経験者等のうちから、理事会において任期を定めたいえで選任する。

3 名誉会長及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

4 前項の費用の支払いは第32条第3項の規定を準用する。

5 名誉会長及び相談役は、会長の諮問に応え、会長に対し意見を述べるることができる。

第2節 理事会

(設置)

第36条 理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第37条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

(2) 規則の制定、変更及び廃止

(3) 前各号に定めるもののほかこの協会の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 代表理事及び執行理事の選任及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(種類及び開催)

第38条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めるとき。

(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合にその請求をし

た理事が招集したとき。
(4) 第29条第1項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

第39条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
- 3 会長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第40条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第41条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決 議)

第42条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

(議決の省略)

第43条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第44条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第28条第7項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第45条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第46条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第5章 財産及び会計

(財産の種別)

第47条 財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この協会の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とし、特定費用準備資金の管理は、第49条の規定に基づき、理事会で定める手続きによる。
- 4 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、その半額を第4条の公益目的事業に使用するものとし、その取り扱いについては、理事会の決議により別に定める寄附金等取り扱い規程による。

(基本財産の維持及び処分)

第48条 基本財産について、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、社員総会において、議決に加わることのできる総正会員及び名誉会員の議決権の3分の2以上の特別議決を得なければならない。
- 3 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の決議により別に定める基本財産管理規程によるものとする。

(財産の管理・運用)

第49条 財産の管理・運営は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第50条 事業計画及び収支予算書等は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の事業計画及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第51条 事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの付属明細書、財産目録（以下この条において「財産目録等」という）を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時社員総会において承認を得るものとする。

- 2 前項の財産目録等については、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 3 第1項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(長期借入金及び財産の処分又は譲受け)

第52条 資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短

- 期借入金を除き、社員総会において議決に加わることのできる総正会員及び名誉会員の議決権の3分の2以上の特別議決を経なければならない。
- 2 重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計原則等)

- 第53条** 会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。
- 2 会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める会計処理規則によるものとする。
 - 3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

第6章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

- 第54条** この定款は、第57条の規定を除き、社員総会において、議決に加わることのできる総正会員及び名誉会員の議決権の3分の2以上の特別議決により変更することができる。
- 2 「公益認定法」第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更(軽微なものを除く)をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。
 - 3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

- 第55条** 社員総会において、議決に加わることのできる総正会員及び名誉会員の議決権の4分の3以上の特別議決により、他の「一般社団・財団法人法」上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。
- 2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

- 第56条** 「一般社団・財団法人法」第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、議決に加わることのできる総正会員及び名誉会員の議決権の4分の3以上の特別議決により解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

- 第57条** 公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く)において、「公益認定法」第30条第2項に規定する)公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に、社員総会の決議により、国若しくは地方公共団体又は同法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

- 第58条** 解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議により、国

若しくは地方公共団体又は公益認定法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第7章 委員会

(委員会)

第59条 事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 事務局

(事務局)

第60条 事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任命する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第61条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 会員名簿
 - (3) 理事及び監事の名簿
 - (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (5) 定款に定める機関（理事会及び社員総会）の議事に関する書類
 - (6) 財産目録
 - (7) 役員等の報酬規程
 - (8) 事業計画及び収支予算書
 - (9) 事業報告書及び決算書類等
 - (10) 監査報告書
 - (11) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第62条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第62条 公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第63条 業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公 告)

第64条 公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 雑 則

(委 任)

第65条 この定款に定めるもののほか、協会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この協会の登記の日に就任する理事及び監事は、別紙役員（職）名簿記載のとおりとする。
- 4 この協会の最初の代表理事は東京都目黒区八雲 1-4-14 若林之矩とする。